

## 陸羯南の「国民的特性」論：その「自由主義」論との関連を中心に

本田，逸夫  
九州工業大学工学部助教授

<https://doi.org/10.15017/16358>

---

出版情報：政治研究. 45, pp.1-31, 1998-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

# 陸羯南の「国民的特性」論

——その「自由主義」論との関連を中心に

本田逸夫

はじめに——「国民主義」と「国民的特性（性格）」

第一章 「自由主義」批判

第一節 批判の内容

第二節 関連する諸主張

第三節 自由主義の存在理由（「時弊」の矯正）とその制約

第二章 「士（君子）」等における「自立」の理想と「国民的特性」

第一節 「自立」の理想と「自由主義」

第二節 「自立」等の障害

第三節 「土風」と「町人主義」——「国民的特性」における選択・統合の課題

第三章 後の経過

第一節 概観

第二節 日清「戦後経営」と「国民的特性」論

第三節 「日本主義」者等との相違

結び

## はじめに——「国民主義」と「国民的特性（性格）」

陸羯南の「国民主義」は、国民の「歴史上に発達したる特有の性格」「国民的特性」の「保存発達」（I 67 a）を要求するものであった。それは所謂ナショナリティの主張とほぼ重なるもので、その点を基準に国民的な共同体の構築をはかる所に、例えば福沢等と異なる彼のナショナリズムの特徴と新しさが存していた。<sup>(1)(3)</sup> 本稿では、国民の「特性」、特にその要素たる気風・習慣等に関する発言を検討して、主に「自由主義」論との連関という視角から考察を加えることにする。

その考察に入る前に、国民の気風等と国民形成との係わりという主題に関する、先行する思想家達の議論を一瞥しておこう。中でも重要なのが、明六社同人達のものである。福沢諭吉は、古来の専政が「無氣無力の愚民」、その「卑屈不信の気風」の帰結であり、その気風こそ変革すべきだとしたが、こうした認識はその限りでは同人達の共有する所であつた。<sup>(4)(5)</sup> 一、二の例だけあげると、中村正直は、維新は政体を改めたが「人民の性質」には影響を及ぼさなかつたとして、その内容（弊害）を「奴隸根情」<sup>(6)</sup>「下に驕り上に媚る」「無学文盲」「浮薄軽躁」「自立の志なくして人に依頼するを好む」等々と列挙した。<sup>(6)</sup> 津田真道も、日本の人民は「依然たる旧習の人」、<sup>(7)</sup>「概して……地獄極楽因果報応五行方位等無根の説に迷へる愚民」であり、その実情は「半開化」とさえ言えぬと述べた。上からの近代化（文明開化）の皮相性、人民の気風・性質等の旧態依然たる欠陥を強調する以上の発言が、精神革命による国民形成というべき彼らの使命感と対応していたのは、明らかである。

しかし、特に福沢以外の同人達には、民衆の現状のみならず固有の文化や潜在的な可能性に対しても否定的な評価を下す傾向が存した。その一典型を成すのが、言語としての日本語の貧弱さを理由に、英語の国語化を唱え演説会の

実施に反対した森有礼の例である。民選議院尚早説にみるごとく、政治的変革に関する彼らの保守的な姿勢も、その民衆・文化に対する評価と関連する。その姿勢は、西周「ラオナルケレクトル国民気風論」の場合のように、日本「国民の気風」「人民の性質」の把握において、アジア的専制論への共鳴とみえる態度を伴ってさえた。ここでは、西欧産の文明論への追隨が政治的な受動性や状況追隨につながっていたのである。既に指摘されている通り、福沢の思想的な営為はこうした問題の克服という意図を含んでおり、それは（旧慣破壊をめざした『学問のすゝめ』の天賦人權論とは対照的な）『文明論之概略』における国産の文明（史）論の構想として提示されるに至る。<sup>(8)</sup>

気風・習慣等に関する以後の福沢の所説をみると、『文明論之概略』の特に討論の習慣に関する記述（第五章）では、文明（従つてまた自由も）の到達度が自然条件の宿命的帰結ならぬ歴史の所産であり創造・変革しうるものだ、との考えが明示された。それに関連して、『概略』第二章の「日中文明の異同」論にみられた、日本の旧社会における多元的要素への着目は、後に一層の展開をみせることになる。つまり福沢は、儒教的な政治・社会観への強い批判を維持しつつも、旧来の気風・習慣について、文明化の先行条件や政治的操作の素材等としての利用可能性を測りつつ、時に応じて改変し或いは利用する姿勢をとった、といえよう。そして彼は、人民の気風・性質について——状況によってその一面を強調することそあれ——固定的で、特に文化的なアイデンティティとしての意味を込めた特徴づけをすることを、意識的に避け続けたようにみえる。その点が、「国体論」者や西周らとも異なっていたのである。

明六社に続いて登場した自由民権の思想家達も、その奉ずる自由・平等という価値基準から、民衆の「卑屈」な「東洋」的気風・習慣（儒学の「貴賤上下の別」を含む）に対してしばしば先人達と相似た批判を展開した。<sup>(9)</sup>但し、特に自由党系の思想家達の論法は、『学問のすゝめ』の段階の福沢のような、非歴史的で規範主義的な傾向が強かった。そして民権思想においても、アジアにおける自由・民権の先駆者としての日本（例えば、「民権教え歌」に所謂「日本は亜細亜の灯明台」という自画像こそあれ、文化的アイデンティティという主題が正面から論じられることは乏しかったのであ

る。

これに対して、本稿で考察する羯南らの「国民主義」「国粹主義」の場合は、正にその点が主要な論題とならざるをえなかつた。<sup>(10)</sup>それゆえにこそ、「国民的特性」を重視すべきことが説かれたのである。そして羯南はその主張に際して、歴史主義の標榜等が示す通り、以前の諸「論派」における欠陥の克服を正面から掲げていた。

以下では、彼が他の思想的な立場をいかに批判して国民という共同体を構築しようとしたのか、その彼の企図がたどった経過等について検討したい。但し、「国民的特性」に関する羯南の著述はしばしば体系的というよりも断片的であり、その内容規定にも曖昧な面がある。しかしかかると難点にもかかわらず、「国民的特性」(中でも気風・習慣)は特に興味ある論題といえる。「国民的特性」は彼が或る理想を託した国民的共同体の構築という課題にとつて、積極的な可能性と同時に困難をも内包していたからである(そしてその問題が、彼の「自由主義」論と密接に関連している)。その点に特に着目し追究を試みる所以である。

※ 本稿では、陸羯南全集(みずが書房刊、一九六八・八五年)からの引用を示す際に、本文中の括弧内等で、例えば第三卷一二三頁上段から一二四頁下段にかけての箇所をIII 123 a・124 bのように略記した。また引用に際しては、かたかなをひらがなに、旧字体の漢字を新字体に改め、適宜句読点の加除を行った。引用箇所中の……と( )は、それぞれ引用者による中略と補足を表す。

(1) 周知の通り、羯南は自らの「国民主義」をナシヨナリテイの主張と定義した。ナシヨナリテイとは「国民(ネーション)なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるもの」を指し、国民の「歴史上に発達したる特有の性格」「国民的特性」

等と表現された。煩を避けるため、以下ではそれらを「特性」の語で代表させるが、その具体的な内容は「言語、風俗、血統、習慣、……国民の身体に適當せる制度法律」や文学・技芸等から成るとされた(IV 397・399、II 327等)。

(2) 現代アメリカの共同体論関係の文献には、ニュー・ディールを国民共同体のプロジェクトないしヴィジョンとして捉えたものが存する(例えば、Piccone の“Roundtable on communitarianism”, *Telos* No.76 (Summer 1988)) における Taves の発言(p. 4他)、ロバート・ペラー他著「心の習慣」みすず書房、一九九一年(Robert Bellah et al., *Habits of the Heart*, 1985, University of California Press) 第十章)。羯南の「国民主義」も、国民というレヴェルの共同体の構築を主張したものと見えよう。本稿は例えばそうした点で、自由主義と共同体論というテーマと交わることになる。

(3) しばしば彼の言及する「礼(習・讓)も「国民的特性」の要素に含まれよう。尚、共同体論と関連して、モーレスとしての「礼」という観点が前掲「心の習慣」の前書きにもみられる。

(4) 次も参照。南博「日本人論 明治から今日まで」(岩波書店、一九九四年)。

(5) 但し、同人達の儒字の評価は一樣ではない。

(6) 「人民の性質を改造する説」『明六雜誌』第三十号(明治文学全集 3 明治啓蒙思想集)筑摩書房、一九六七年)三〇〇頁。

(7) 「開化を進る方法を論ず」『明六雜誌』第三号(同前)一一七頁。

(8) 参照、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』(岩波書店、一九九三年)第V章。また、松沢「社会契約から文明史へ——福沢

諭吉の初期国民国家形成構想・試論」『福沢諭吉協会』一九九一年)。

(9) 例えば植木枝盛は、「とかく昔より唐の人やならびにこれに似た人は卑屈と申す習慣に染て唯々諾々……政府より言い付けらるる事などは理も非も問わずしてひたすらその命に従い……馬や牛のその主に逐い遣わるるも同様」とした(『民権自由論』明治一二年(植木枝盛選集)岩波文庫、一九七四年)二六頁。同二九頁にも類似の表現がある)。また、大井憲太郎『自由略論』(明治二三年)における、「東洋伝来の慣習」ないし儒教への批判も参照。

(10) 羯南に関してその具体的な内容は後述するが、三宅雪嶺の大学卒業時の論文も、外国人や前記の中村正直の論説における、日本人の性格論に反駁し、その軽薄・模倣等の欠陥が宿命的なものでないことを立証しようとしたもので、それが八年後の『真善美日本人』に発展したとされている(松沢前掲書、三七二―三頁・三九三頁注(69))。雪嶺はその更に十三年後の著作『大塊一塵』の「日本人の性質」の項でも、「淡白なれども思慮を欠き、快活なれども忍耐を欠き、伶俐にして一時を善くすと雖も、意志に弱くして遠大の経営に堪へずと、初より一定せるかの如く日本人を捉える議論に対する反駁を展開している。但し、ここでは風土論ならぬ言わば歴史人物論によっている。つまり過去の同時代に並び称される英雄豪傑達でも「頗る性質を異にせしあり」として平清盛

と源頼朝、豊臣秀吉と徳川家康等の例を挙げ、「要するに一言にして日本人を評するは思はざるの甚しきもの」で妥当な批評には詳細な考察が必要だ、と述べている（『近代日本思想大系5 三宅雪嶺集』筑摩書房、一九七五年、所収、八八―九〇頁）。尚、本文ですぐ後に触れる福沢の楠公権助論への批判を意図したと思われる楠木正成論も、そこにはみられる。

## 第一章 「自由主義」批判

### 第一節 批判の内容

羯南が論敵として最も重視した政治思想は自由主義的な傾向を帯びた諸思想だといえる。保守主義者や所謂共同体論者の自由主義批判においては、しばしば自由主義の抽象性、またその帰結としての諸社会関係の解体・断片化が槍玉に挙げられる。羯南の批判の眼目も、自由主義者の唱えた抽象的で無制約な自由・権利・利益・平和等の諸観念が日本の歴史と現実から遊離しているということに在った。<sup>1</sup> 具体的には、社会関係に対する契約の法理や功利主義的な利害計算等の適用が家族や地域の伝統的な共同体的倫理<sup>2</sup> 習俗を破壊して（利己心を発条とする）弱肉強食の世界を現出するとされ、また人民の福祉の確保という国家権力の存在理由や国民の対外的な独立という課題を自由主義が無視しがちだとして非難されたのである。

その一例は、福沢の『学問のすゝめ』における有名な楠公権助論、即ち、忠臣義士の典型たる楠木正成の討ち死にも、金を落として申し訳のために下男の権助がした自殺と同様に無価値だとの主張に対する再三の批判である。つまり、それは浅薄な功利主義的論法で忠孝等の伝統的な徳、「旧俗」の破壊を帰結したとされた。羯南のみる所、日本国民は、邦土、種族、主権の同一性の故に「本来……一国民たるの資を完全に保有」し、従って「人情徳性」の最大限

の発達が期待できる国民だった(II 10)。自由・人權等の観念を彼が「空理空論」と批判した際には、それらが右の意味で優れた国民の特質を否定するものだとその含意が込められていたのである。

徳富蘇峰の「家族的専制」論への批判にみる通り、同様の攻撃は、家族関係、例えば親の慈愛と子の孝行とを双務契約的に理解する見方にも向けられた。それは親がその義務を尽くさねば子にも孝行の義務はないかのようにみなして日本の人倫を破壊するものだ、として排斥されたのである。

羯南の所謂「国民の特性」とは基本的には非政治的・文化的な次元に属したが、政治と没交渉ではありえず、例えば契約モデルの適用は日本の立憲政治に関しても排斥された。その姿勢がやや極端に現れると、次のような発言さえ行われる。つまり、西洋の憲法典は過去の君民の紛争決着の際の証文であり、立憲政はそれを口実に際限なく私利の紛争を進める、つまり「獸類搏噬はくぜい」(「たたく、かむ」風)の政治である、と(III 266-268)。この立憲政観を含む「自由主義」批判は、明治二六年の「原政」で体系的に展開される。

これとは反対に、日本国民は二千年余りの君民和合の歴史に基き国の進歩を目的に立憲政治を開始した。その点で西洋より優れており卓越した「人間的」な立憲政治を行いうる——そう述べて、羯南はいわば和合の共同体ともいふべき国民像を示した。そして、君民和合の下に明治憲法が發布されたとしてそれを「日本国民の新特性」と誇り、その「新特性」を守って立憲政治を運営するように求めている(II 5-6)。

(I) 尚、「此の論派は殆んど史蹟及現実を離れて、単に理想上に其の根柢を有す」という、「近時政論考」における「自由論派」の批評( I 51)は、ブルンチュリの政党論の急進主義 radicalisme の項の記述を踏襲したものでらう(cf. J.K. Bluntchli, *La Politique*, Paris, 1883, pp.371-72)。



## 第二節 関連する諸主張

以上から容易に想像される通り、羯南は西洋の法政思想に関して自然権論、社会契約説、功利主義等を斥けた一方で、それらを批判して現れた歴史主義（史蹟主義）や国家有機体論に共鳴し、明治憲法の解釈に際してもしばしばそれらに参照した。そして、有機体論II「機関主義」は「我国家固有の性質」に合致するとも述べている（I 594 b。26 bも参照）。また同じ連関から、憲法制定に關してもフランスならぬ英・独の方式に——憲法の内容に、ではなく——学ぶように説いた。<sup>(1)</sup>

それに関連して彼は、国民の「特性」を論じた際に有機体的成長の觀念をくり返し援用している。例えば、その「特性」の保存を植物の生育（園芸）に類比し、ル・ジャンドルの日本論(註)の一節、即ち国民の「初発の初根源より発する所の性質」が喪失すればその衰滅の時は近い等とした主張を再三引いて、「国民文化上の性格」の保存、また西洋文化を模倣ならぬ「同化」「日本化」することの死活的な重要性を説いたのである（I 398・II 420・423）。

そして、慣習的な諸徳II Site の保存という関心から、教育と學術、或いは徳育と倫理学を区別すべきことも説かれた（II 750・X 317・IV 232 a）。つまり、（初等）教育ないし徳育においては国民固有の「倫道」「歴史的慣習」が体现する所の忠孝和信等の徳が感情によつて肯定されるべきで、学問的な批判・検討の対象とすべきではないとしたのである。

以上の主張は、「学理の実応用」というより、一般的な原則と連なっていた。それは、抽象的な理論の演繹により事実を評価・規制すること（II「虚応用」）なく、「時勢国情」等の事実的確な把握に基いて理論を適用すべきだという趣旨である（III 611等）。「近時政論考」の「国民論派の内政旨義」の項で、所謂個人主義（II自治）と国家主義（II干渉）の両者の「伸縮」を「国民の事情に応じて……決す」（I 68 b）とされたのも、無論同じ考えによる。

但し、注意すべきは、その判断においても「時勢国情」の一環として気風・習慣が考慮されざるをえなかつたという点である。そして後にみる通り、その点に係わる困難のために羯南は政治的主張を転換することになるのである。

(1) 拙著『国民・自由・憲政——陸羯南の政治思想——』（木鐸社、一九九四年）第二部「立憲政体の冷熱」第一章第二節。また、拙稿「明治憲法の制定と陸羯南」『九州工業大学研究報告 人文社会科学』第三九号（一九九一年三月）。

(2) 小松原英太郎訳『日本開進論』明治二十二年（Le Genre, *Progressive Japan, a study of the political and social needs of the Empire*, 1878, C. Levy）。

### 第三節 自由主義の存在理由（「時弊」の矯正）とその制約

但し、これもよく知られている通り、羯南は自由主義を単純に敵視し否定したのではなく、その歴史的役割、その掲げた価値等に一定の共感と理解を示した。

先ず彼は、時に福沢ら啓蒙思想家達の主張を連想させる仕方、「東洋の旧習」や旧体制下の「風習気質」がもたらした束縛や不平等、専制政治的な先入見等の欠陥を否定した。それは、『近時政論考』の「自由論派」の節において明確である。その冒頭では、東西両洋の「風俗習慣」が次のように記されている。

「大凡そ東洋諸国の風習気質たるや主として服従忍辱を尚ぶ。其の社会の構成は上下層々互に其の上を敬し其の下を制し、所謂の上制下服に基く。故に父は父たらずと雖も子は子たらざるべからず。夫は夫たらずと雖も婦は婦たらざるべからず。兄は兄たらずと雖も弟は弟たらざるべからず。之を家庭倫理の大本と為す。此の原則は社交の上にも移り、長幼の間主僕の際、皆な上制下服の則を以て律せられ、遂に政事の上にも移りて君臣の関係、

官民の交渉亦た上制下服を以て通則と爲す。是に於てか社会の團結は唯だ压制と服従とを以て其の成立を保つと云ふに至る。泰西に在りては則ち然らず。凡そ父子夫婦兄弟の際は夙に平等の氣風を存し、社会の構成は上制下服に基かずして左抗右抵に基けり。此の氣風は社交に移りて長幼の序なく、主僕の順なし。政事上に在りては君臣の關係、官民の交渉、東洋の如きに非ず」(I 49 b)

この叙述は、おそらく西洋流のアジア論の影響下に、一応の定式化を行ったものだろう。他の機會に述べられた儒教觀や、そもそも彼の複眼的なものの見方からしても、「上制下服」の東洋と「左抗右抵」の西洋という対置図式を額面通り羯南の認識とすることはできないからである。それにもかかわらず、「人心に浸潤」した氣風慣習の結果として生じうる欠陥を彼が意識していたということも否定しがたい。即ち、「君は君たらずと雖も臣は臣たらざるべからず」等の帰結さえ生む「上制下服」の「風習氣質」<sup>11</sup>「東洋の旧習」、「卑屈服従偏倚して個人的生存の氣象なき」こと、「民可使依之不可使知之の習慣」(I 51・55 a, 538 b, 41 a, II 15 b)、また恩惠主義的専制と(それ故に)政治以外の「社交」を知らない「東洋古来の政治」の源たる、「治者は被治者よりも賢なり」との先入見(147・148)等がそれである。

従つて羯南は、多くの同時代人と同じく、明治維新を自由・平等の実現に向かう進歩的な「革命」として肯定している。個人の能力の解放、抑圧の排除等という意味での「個人主義」「自由主義」はむしろ、彼の要請する所であった。但し、福沢や徳富蘇峰、民権派等と決定的に異なるのは、先の弊害は伝統的な風習や共同体の倫理の一時的・派生的な逸脱に過ぎずその「常態」ではない(I 51 a)との認識である。従つて、自由主義の伝統批判は「時弊」を正すための「反動」としては適切だが、政治的な主義の通弊として、行き過ぎの是正という当初の存在理由を越えた自己絶對化の誤りを犯してしまふ、<sup>12</sup>言わば角を矯めんとして牛を殺しかねない、というのである。

その点に関連して羯南は、「政治的生活」と「家族的な生活」が主要素を異にし、互いに区別されるべきだと主張した(I 537・539)。つまり、本来両者の基調はそれぞれ「理」と「情」であるが、その混同が弊害を生む。かつて、家族間の

敬愛・服従の政治への適用から、臣民の存在を抹殺するとき君主の暴政が起つた。逆に、民権説に発する双務契約的な発想の家族的関係への適用の結果、西欧の「十九世紀無君無父の社会」が現出したのであり、当年の日本でも後者の事態に至る危険が増大しつつあるというのである。

右に所謂「家族的な生活」は、——権力機構としての国家に羯南が対置する所の——「徳義的共同体」としての社会の中核を成した。そして注意すべきは、彼において国民がその意味での社会を主軸として捉えられていることである。「自由主義」的な諸「論派」への反発・警戒も、その点に深く係わっていた。

日本国民の「特性」の本体ないし「精神」は国民の一致和合の基礎として保存されねばならない。その要素たる習慣、気風、倫理等のみだりに破壊すれば、前述のように私利と権力欲を発条とする弱肉強食の無制約な生存競争が行われ国民共同体の致命的な分裂をもたらす、と羯南は考えた。『近時政論考』でも、「自由主義」的な諸「論派」の内、高い理想を欠いて「実益」至上主義や金権万能の考えをもつとみられたもの（Ⅱ「実力は道理を造る」「人間万事金の世の中」との思想をそれぞれ信奉するとされた、「国富論派」と「自治論派」）に厳しい非難を浴びせ、また、富者・智者が貧者・愚者を圧倒するとの結果を自由の名で容認するか否か（Ⅱ逆に国家権力の介入によりかかる不平等を矯正しようとするか）という（「改進黨派」と「自由論派」の）志向の差異を注視したのである。

そして、非難された「論派」の一つが政府の欧化主義者だったことが示す通り、同じ警戒の念は戊辰戦争に勝利した「官軍」となった素性をもつ明治「藩閥」政府にも向けられていた。即ち、政府がその経験に基く「勝てば官軍」「強者の権」という思想（Ⅲ443 a・V150・I338 a等）から、軍事力を基盤に御用学説も動員して新たな専制的支配を行うことが警戒されたのである。

しかし、羯南において日本国民の「特性」と自由主義との関連は、上述した点に尽きなかった。その問題を含めて、国民の「特性」の内容をより立入ってみることにしよう。

(1) この理解は同時代の経済学者ブロックらによる政治学辞典 (Maurice Block, *Dictionnaire générale de la politique*, 1873-74) の記述等から学んだものだ、というのが筆者の考えである。参照：前掲拙著第一部第一章補説「国民主義」における「反動」と「大目的」(八三―八八頁)。

## 第二章 「士(・君子)」等における「自立」の理想と国民の「特性」

### 第一節 「自立」の理想と「自由主義」

羯南は、家族や地域の共同体的鞆帯から切り離されアトム化した民衆を、禽獣的な存在と看做した。だが、他面では高い理想をもつ所謂「士」「士君子」等の道徳的エリートを必須のものとした。彼らは権力や世論風潮の大勢等に屈せず、私利私害にも囚われずに自己の信念を貫き社会を指導する先覚者であり、その存在こそが社会・国民の品位を保ち向上させるのである。具体的には官吏、政治家、芸術家、資本家等の上流階級は、本来その意味での「士」たるべきものとされた(II 699-704・IX 535-539等)。更に、その考えは、ジャーナリスト職分論にみる通り羯南が自ら期する所であり、同時に彼や三宅雪嶺が掲げた国民的な使命観とも連なっていた。即ち彼らは、日本は欧米列強に屈従せずに自国の文化的特性を発揮しまた正義への献身を貫いて世界の文明と平和に貢献する任務をもつ、その意味で日本は「君子国」たるべし、と主張したのである。

この「士(・君子)」における自立の志向は、羯南が強調した「徳義」に含まれており、政治家等の要件のうちに数えられた。その自立の観念との関連で、彼の自由主義観、また国民の「特性」論は複雑な様相を呈することになる。

即ち、一方でその志向は自由主義的な価値と国民の「特性」との接合に役立てられる。その自立は日本の武士、「土道」や中国の士君子の理想、また「氣」の觀念等に源が在り、<sup>(1)</sup>それらを保持することで、例えば政治家の公的な信条への忠誠とそれらの信条の競合、更に政治権力の抑制等という立憲政治の要求にも仕えうるからである。<sup>(2)</sup>

そして、こうした傾向を体现する種類の「自由主義」、即ち迫害や無理解に抗して自由・平等・平和等の価値を信奉して追求せんとする思想に対しては、抽象的・急進的で歴史や現実への配慮を欠く嫌いのある場合も、それを羯南は必ずしも非難せず、むしろしばしば高い評価を下している。「空理」とする非難の一方で「抽象的原則又は高尚の理想」(I 40 a)とも表現した通り、彼は抽象的な理想の危険と意義の両面を認識していたといえよう。<sup>(3)</sup>

また先の自立の志向と対応して強調されたのが、道徳的な自律性としての自由というべき觀念である。<sup>(4)</sup>それは「徳義(上)の自由」とも呼ばれたもので、「徳義心」「仁愛の情操」等の発現として具体化される。その前提には人間を「万物の靈」「徳義上の生物」とする人間本性觀が在り、自由はその意味での人間固有の優れた特質の發揮を意味する。その自由は暴力や利益、数の優越等々による支配・操作に対抗して(また、自らの欲望にも屈することなく)独立を支え、正義への献身や家族・同胞への愛情を生み出す。そして、特に「土」等の道徳的エリートたるべき存在として捉えられた新聞人・政治家等の独立は「道理」「天」等の觀念の信奉に基くものとされ、同様の把握がネーションの使命に関しても及ぼされたのである。

右の自由觀は、いわば利害・権勢等に対する欲望の解放として自由を捉える発想と対比された。後者は、動物・「物質上の生物」「法律上の生物」、または「奴隸」ないし「器械」的存在として人間をみる見方と結びついている。そして、その人間觀こそが、人間の人間たる所以の独立や愛情等を内部から破壊し、利益・暴力等の事実の力の支配を支える、という訳である。

(1) 羯南の場合に即して具体例を挙げれば、君主を諫めた諫争の臣や権力の弾圧に屈せず中正な態度を貫いた(とされ、孔子が『左伝』で賞賛した、春秋時代の)史官、董狐等である(II 77等参照)。

(2) 鶴見俊輔氏は、日高六朗氏との対談において、吉野作造の思想として「社会があるところにはその伝統をとおして民衆の権力批判があり、その伝統の内に民本主義があるという考えを挙げてそれへの共鳴を示し、それを「人間が生きているところに権力を批判しようという動きは必ずある」とも表現している(「マルとパツの間」『世界』一九八三年八月号初出。『鶴見俊輔座談 戦争とは何だろうか』へ晶文社、一九九六年)所収、同書三七〇—三七二頁)。その考えを(例えば「自由主義」とするよりも)鶴見氏のように「民主主義」と呼ぶのに固執することが重要ないし適切か否か等の疑問はともかく、氏の発想自体は羯南のそれと一脈通ずるものといえよう。

(3) 外面的・虚飾的な欧化志向(塗沫旨義)ならぬ、全面的・徹底的な西欧化をめざす「日本分子打破論」に対して、「其心事の……磊々落落たるを愛す」と述べた志賀重昂にも、相似た特徴を指摘しうるかもしれない(「日本人が懐抱する所の旨義を告白す」『日本人』第二号、明治二二年四月一八日)『明治文学全集』87 政教社文学集『筑摩書房、一九八〇年』一〇〇頁)。

(4) 前掲拙著第一部第二章第三節「責任論と「法治主義」批判」(特に二〇九—二二頁)、同第四節「地方自治と家族」の末尾(二二—二七頁)等を参照。

## 第二節 「自立」等の障害——「軽薄病」、「フランス的」政治文化等

しかし他方、自立や権力の抑制という要請と国民の「特性」との関連をみると、国民の「和合」の場合とは対照的に、その「特性」を成す諸要素はそれらの要請を必ずしも満たさず、逆に障害となりかねないものを含んでいるという根本的な問題が見出されていた。

その点は、羯南の所謂「軽薄病」という気風、或いは「東洋的」な「旧実質」等に関する発言に現れている。例えば、彼がフランス国民に関する(ブルンチュリの著書に引かれた)トクヴィルの批評の引用に続けて述べたように、同時

代の日本では新たな理論や制度に対して国民は一知半解なまま法外な熱狂・崇拜（理論崇拜、制度の万能視等を含む）や同じく極端な無関心や敵対という分極化した反応を示し、またしばしば一方の極から他方の極に急激に転換した。「冷熱の反覆」「軽薄病」と呼ばれたこの態度は、社会のあらゆる領域に蔓延しているとみられたが、その背景に在るのは自立の精神の反対物たる大勢同調の気風だといっているのである。<sup>(1)</sup>

かかる観察と関連して、国制の面で明治以来、行政権の制限という面で再三退行が起つたことも指摘された。また、政党等も付和雷同や利害、権謀術数に基くものが多く、いわば志を共にする自発的結社としての性格が乏しいとみられていた。そして権力の抑制という観点からも、例えば明治以来の国制の展開において再三起つたのは、自由の保障による行政権の制限が定められながら退行を余儀なくされるという事態だったと羯南は観察している。後に彼は、日本では「東洋的」な「旧実質」、つまり大臣を君主の召使のようにみなす等の、いわば宮廷政治的な体質が残っていると主張した（VI 155）。そして、「冷熱の反覆」という気風との関連で、果して「日本国民は立憲政体を行ふの性格ある乎」（II 604 b）、つまり日本国民の性格は立憲政治の運用に耐えられるか、との疑問が羯南の脳裏を離れなかったのである。ところで、英（・独）と仏、またはアングロ・サクソンとラテンの国民的性格、政治の体質の対比という視角を援用した日本政治論は、政府と民権派の両陣営にもまた福沢等にもみられた。<sup>(2)</sup>羯南も、日本の政治文化のフランス類似の性格というべき主張を行っている。それは、やはり「自立」に対する障害という含意を有していた。

前述のように、彼は『自由主義如何』（明治三年）で、フランス国民は理論上は「個人自由」を奉じながらラテン民族の「天性」として「干渉集権」になじみ、更には理論のフェティシズムや英雄崇拜等に陥つた、と述べている（I 33 a・11-12も参照）。その意図はフランスに重ねて同時代の日本の問題状況を指摘することに在った。三箇月後の『行政時言』も、日本社会は維新後の集権化による「旧慣」破壊のため、「歴史上……慣例上より」「自治放任に適することと少」く「ラテン人種国に近」と認め（I 98）、また二年後の論説も「官風の毎に民艸を偃靡せしむるは皇国の特性」



と述べる (IV 128 a. 200 a も参照) 等、後年にも同様の主張がくり返されている。<sup>(3)</sup>

尤も『行政時言』では、先の判断は日本社会が価値的に劣るとの趣旨ではないと、断られている。にもかかわらず、それらは、日本の固有の性質は「機関主義」だとの先の主張と明らかに矛盾する。特に、徳義的共同体としての社会、国民の「特性」のいわば土壌として国家に対して自立たるべき所の社会が、逆に国家の干渉行政に依存せねば存立しえないという現実、羯南にとつて重大な困難に他ならなかったのである。

もう一つの例は、理論崇拜と係わるが、「法律制度」の実施上の問題である。その点で興味深いのが、羯南がイエーリンクの言を引いて明治憲法の実施における国民の自覚の必要を説いた(丸山真男氏の先駆的な羯南論でも言及された)有名な論説の一節である。それによれば、数十年の経験と実績に基いて法文の制定に至るか、逆に論理主導で先に法典を制定実施するかという二つの方式がある。憲法発布までの経緯からみて日本の「国民の習慣及び政事家の筆法」は、羯南の推奨する前者⇨英国流ではなく、法典を制定実施した上で国民をその型に当てはめようとする後者⇨フランス的な方式に傾いている。彼はそう認識したのみならず、かかる傾向が「我國民固有の性格なる乎」との思いさえ抱いていた(II 12 b)。だからこそ、成文憲法が存在が国民の権利の充実を保障するかのよう速断し安心する国民の態度に対して警告を発せざるをえなかったのである。

(1) 前掲拙著、第二部第一章第四節③「政治家・国民の思想における問題性」(四〇一―四〇四頁)・第一部第三章第三節注(8)(二四〇―四一頁)等を参照。

(2) いうまでもなく、英仏等の間の対比という論法をとつてもその具体的な内容や強調点は一様ではない。ここでは、単に論法ないし発想の枠組の共通性をいうにとどまる。

(3) 「近時憲法考」でも、西洋とは逆に「日本の文化は古来常に統治者の誘導に出でたるや疑ふべくもあらず」と言われている(120)。これは、その三年半前に発表された田口卯吉「日本開化之性質 一名社会改良論」(明治一八年刊)〈松本三之介編「近代日本

### 第三節 「土風」と「町人主義」——「国民的特性」における選択・統合の課題

西欧の「共和主義」論を連想させる所だが、羯南や雪嶺らは、「士」の公共精神の対極を成す「小人」的な気風、いわば野卑な利己主義の気風の蔓延を憂慮した（例えばII 516・519・527・534・II 699・704等）。彼らは、西欧文明が物質主義的に偏向したものと疑念を時に示したが、その一方で西欧諸国の「国風」の保持者たるジェントルマン達の存在に注目していた。雪嶺は、互いに切磋琢磨して「風紀」を守り慈善の実行にも努めるジェントルマンを「封建時代の土風」の伝承者となし、羯南も同様の認識を示すと共に、ジェントルマンの訳語は（その語源「摺紳」が「官人」を意味する所の）「紳士」よりも「士（君子）」とすべきだと主張した。<sup>(1)</sup> 雪嶺によると、「放任自由の太甚だしき」合衆国の「国風」は拝金の権化のように言われるが、実際は腐敗を免れ同国の発展の原動力となっている。それは、地方農民が「天下の大事を以て自ら任じ、眼中大統領国務卿なきの概あ」る等、民心が「土風」に「薰染」しそのうちにいわば自立と公共精神という美德が根づいているからなのである。<sup>(2)</sup>

だが、逆に維新後の日本では——士族階級の没落、商業の拡大、或いは「三田学派」の（末流の）影響等で——私利しか眼中にない軽薄野卑な「町人主義」（「素」町人根性）が上流階級に浸透し続けてきたという。その（「素」町人根性）の体現者として羯南らが強く排撃したのが、御用商人等の「紳商」であった。「紳商」は、権力に寄生して不正・巨額な利益を収め経済を攪乱する存在で、本来の商人というよりも博徒相場師の類に等しいとされたのである（参照、III 164-166<sup>(3)</sup>）。

以上のように、「国民の「特性」と密接に係わる伝統的な風俗や気風等はそれ自体相矛盾する要素を含んでおり、取

捨選択し統合されるべき性質のものであった。「因習千年、其の間……大に破壊して而して改修せざるべからざる者多々あるなり」と雪嶺も認めた通りである。<sup>(4)</sup>

そしてその問題との関連で、明治憲法発布の一週間後の『日本人』に発表された無署名論説「日本国民は明治二十二年二月十一日を以て生れたり」<sup>(5)</sup>を見落とすことはできない。雪嶺のものとも言われるこの論文では、人民ないし臣民と国民との区別が強調されている。つまり、前者が「単に風俗、習慣、言語等を同じふする民族」の総称にすぎないのに対して、後者「国民は「政治上固く結びて一体をなしたる人民」のみがその名に値する。従って、国民は「君主独裁制」ならぬ立憲制の下において初めて存立しようとの理由づけから、論説の標題の通りの結論が導かれるわけである。

確かにここでも、「自国特有の特性」の維持が（末尾のわずか一言の言及ながら）求められている。また、羯南は一方で立憲制、特に法律万能論的に理解されたそれを「窮策」等と批判し続けた。更にまた、羯南らが民族と対置された意味での国民という語を常に自覚的に用いたわけではない。にもかかわらず、「東洋の旧習」や政府のドイツ的国家主義への批判（それは、戊戌政変後に亡命来日した梁啓超に羯南が親しく語った所でもある）等が示す通り、人民を支配・搾取の対象ないし奴隷のようにみならず専制的な思考への対決という視点は、一貫していた。特に羯南の場合、「国民的特性」に係わるかかる関心は、同じ政教社の志賀重昂の「国粹」<sup>(6)</sup>概念に比べても、強調されていたといえよう。

それゆえ、「国民主義」にとつて国民の政治的主体性や立憲制の運用能力という問題は軽視されえなかつたし、その意味でも先の選択・統合ということが切実な課題となつたと考えることができる。そして、前述の日本国民のフランスと相似た諸問題は羯南にとつて一層の困難をもたらしたようにみえるのである。

(1) IX 536・537・II 702等を参照。このように羯南は「士」を身分ならぬ社会的な任務（特に、営利と対置された道徳的な指導）の観点

から捉え、その職分を定式化しようとしている。新聞記者論等にもみられるこの特徴的な志向は、彼が弘前時代に山鹿素行の『語類』の士談・士道論から学んだことと関係しているかもしれない。異なる文脈（『士』は「金溜主義の節儉」をすべきでないとの主張を支持するものとして）ながら、その士談論への言及が羯南の晩年の論説「士道と儒道」にみられる（IX 64b）。尚、『山鹿語類』の關係箇所（省略あり）の現代語訳が『日本の名著 12 山鹿素行』（中央公論社、一九七一年）に収められている。

(2) 『偽悪醜日本人』 明治二四年（生松敬三編『日本人論』富山房百科文庫、一九七七年、所収）一〇四頁。

(3) 明治二七年二月の論説「素町人」も参照（IV 418, 419）。尚、羯南は「紳商」以上にそれと癒着した藩閥為政者（名爵を擁し政權を握り而して好みて紳商を寵する者）III 165a）の罪が大きいとされていた（博徒・相場師等の類という表現が、後述（第三章第二節）の論説「行政機關の伸縮」における政治家評と共通していることにも、注意されたい）。それは、具体的には貿易商、平沼専三らへの授爵にみられる、伊藤博文の（海防費献金と引換えの）「位階販売策」への激しい非難等にも示されている（例えばVI 383・III 538・IV 452, 453）。また、こうした姿勢は、奢侈の蔓延に対する懸念とつながるだろう（羯南が井上毅から託された、ルロワ・ポーリユの『奢侈吾敵論』の翻訳に熱意を注いだのは、そのためである。IV 690b・X 229も参照）。

(4) 前掲『偽悪醜日本人』七六頁。同様の主張は彼の論説「余輩国粹主義を唱道する豈偶然ならんや」の中でも為されている（『日本人』 明治二二年五月一八日。前掲『三宅雪嶺集』所収、二二五・二二三頁）。

(5) 前掲『三宅雪嶺集』所収、二四八・五一頁。

(6) 周知の通り、志賀は「国粹 (Nationality)」を「日本国土に存在する方般なる開外物の感化と、化学的反応とに適應順従し、以て胚胎し生産し成長し発達し……、且つや大和民族の間に千古古より遺伝し来り化醇し来り、終に当代に到るまで保存しけるもの」と規定し、具体的には日本の山水の美等という自然環境の特徴の一つの重点を置いていた（前掲『政教社文学集』九九一・〇〇・一〇三頁等）。

### 第三章 後の経過

#### 第一節 その概観

その後の経過は、曲折を伴いつつも、「国民主義」の理想に逆行し羯南が恐れていた事態が現実化し深刻化することになったといえよう。先ず日清戦争以前には、例えば彼が重視した地方自治の充実は「集権官治の極」という自治制の現実によって裏切られ（I 139 b）、議会政治も藩閥政府と政党の間の抹殺戦ともいうべき権力闘争に陥ること、国民の統一の危機を現出した。

続いて、日清戦争直前には自由党と政府の接近が起つたが、それを羯南は両者の主義信条を没却した利益追求と情実の所産として非難した。自由党の場合、その行動は「自由主義」の理想を「都合主義」に変じたものだ、と彼は述べている（IV 517）。両者の提携は、条約改正問題と結びついて、反政府（及び反自由党）の志向を有する条約勵行・「対外硬」運動を喚び起こした。衆議院の多数を占めた対外硬派の攻勢に対して政府側は議会の連続解散をもって応じ、かつそれを違憲でないとした。しかし羯南は、懲罰的な連続解散は憲法の精神に反する「クーデター」に他ならず、憲法典への形式的な違反さえなければ「悪政亡信」をも正当化せんとする「辞柄的憲政」観の帰結だと非難した。この政府側の理解は憲法典を口実に悪政をも正当化するもので、「無憲法の政治」よりも悪質だといっているのである。

「自由主義者」のオポチュニズム、「立憲主義者」の「辞柄的憲政」観——これらに対する攻撃は、日清「戦後経営」批判の主要な内容の一部を予示するものだった。尚、羯南は、「辞柄的憲政」の考えは「憲政」を「盗に貸すの鍵」とするようなものだとして述べている（IV 523 b）。最悪の事態を意味するこの比喻とほぼ同じ表現が、藩閥と政党の抱合への批判や、「国家的社会主義」論の撤回という、後年の——それぞれに「自由主義」的な色調を帯びた——彼の主張の中

でも用いられることになる(V 337 a・VI 27 a)<sup>(1)</sup>。そこには、当初から彼の最も警戒してきた現象が日清戦後に(本格的に)出現したことが端的に示されているのである。

さて、日清戦争における勝利で日本は独立を一応達成したが、続く「戦後経営」の結果、対外的には政府の軍国主義路線が列強の進出を招いて「武装平和とふ病毒を故らに東洋に輸入」することになった(V 525 b・V 637 a・VI 565 bも同旨)。以上の展開は、羯南の全く不本意とする所であった。別に論じたように、<sup>(2)</sup>羯南は戦争前年の「国際論」でも、西欧帝国主義の進化論的・文明論的な弁証を企てたノヴィコフの著作<sup>(3)</sup>に対し、後の条約励行論に発展する主張を行って現実的な対抗策を示そうとした一方で、西洋の「万国平和論」に共鳴し西欧中心主義的な制約を越えてそれを追求すべきことを説いた<sup>(4)</sup>からである。

また内政でも、増税による軍拡・地方公共事業等で支配層とその追隨者が社会的弱者を犠牲にして利益を貪り(ここでも先の「紳商」政商が関わっている)、国民の分裂と腐敗が深刻化したのである。こうして、内外共にその意に反する現実が進み有効な打開策も見出せぬ中で、結局羯南はロシアとの戦争をもって一条の血路を開こうとしたようにみえる<sup>(5)</sup>。

(1) 但し正確に言えば、前者の場合、「盗に貸すの鍵」という表現は、当該箇所よりもそこで(抄出して)引かれた「原政」(明治二六年)の一節(I 137)で明言されている。尚、前掲拙著の第二部第二章「立憲政論の展開」四一―一五頁も参照。

(2) 拙稿「明治中期の『国際政治学』——陸羯南『国際論』と Novicow, J., *La politique internationale* をめぐって」『法学』第五九巻六号、一九九六年一月。

(3) そこでは「劣等な」社会の「固有の言語礼習」(参照、III 51 a)等の文化的特質を消滅させる *intellectuel* (羯南の語では「心理的」)な *absorption* ないし *elimination* という政策が推奨されており、羯南の危機感を昂進させた。それは正に「国民的特性」の破壊を意味したからだといえよう。

(4) そして、羯南はその理想に無関心な日本の「開けた」政治家等を批判し続けたのである (I 200・VI 614・616等)。(5) 但し、そこに至る以前の時期に、羯南がなお国際平和の理想の実現に対する希望を抱いていたことは、例えば明治三十一年二月の論説にもよく示されている (IX 496, 501)。特にその末尾では、「(ヴィクトル・) ユーゴー翁は軍人と屠人との区別を見ざる一國の崛起すべきを予言せり。吾人は翁の如き預言を為す能はざれど、戦闘時代の再来に抵抗すべき尚義國の必ず此間に起るべきを予想す」と述べられている (尚、VI 616bも参照)。また、四年後の論説でも、「理想家が永久の平和を夢み戦争の廃止を夢み、従つて今の所謂『國』の将来必ず撤去せらるべきを予期するは、決して笑ふべきものにあら」ずと言われている (IX 577b)。そこで羯南は、自らの理想に逆行する現実に接して、その転倒性を墮落史観的な視角から示そうとしていた (参照、前掲拙著三一―九頁注 (39))。また結果として、「尚義國」の出現という先の期待は (短期的には——というの)、「歴史離れ」になるものの、第二次世界大戦後に「非武装」を国是としたコストリカや日本のことも連想しうるからであるが、裏切られた。しかし、以上の発言やそもそも彼の思想の重層的な性格に鑑みれば、羯南が単に墮落史観を奉じていたという訳ではないのも、明らかである。

## 第二節 日清「戦後経営」と「国民的特性」論

羯南は日清戦争後の「国家主義」全盛の風潮を批判したが、それに伴つて国民の「特性」に関する困難に度々論及している。ところで、日清「戦後経営」における一つの重大な問題は、従来の「民力休養」路線を転換した政党が政府に同調して増税・軍拡の推進に協力した事実であった。専恣への抑制を欠く点で両者の對抗以上に有害で最悪の事態だとして、羯南がその著作「原政」で「仮設」し危惧していた両者の抱合が、現実化したのである。

彼はつとに戦争中から「愛國敵愾」ブームに酔つた議会が政府監督の任務を放棄したことを厳しく批判しており、その一環として、自由党等の立憲制に対する冷淡な態度は日本国民を「自由制度に耐えざる国民」とする西欧人の評価の実証になりかねないと述べていた (IV 700等)<sup>1)</sup>。また後の論説では、「戦後経営」路線に追隨し「国家主義」の大合唱に加わつた自由党を、大革命以降のフランス国民の示した「軽薄の反覆」、即ち一旦は人権宣言を天下に呼号しなが

ら後にナポレオンの戦勝の威光に幻惑されて自らの理想を蹂躪し侵略戦争等に加担していった姿に重ね合わせている(V 374・375)。それは、正にかつて「自由主義如何」等で懸念されていた問題、即ちドクトリネールな自由主義者に起りやすい倒錯と映ったであろう。

フランス国民類似の問題という主張は、日英同盟条約交渉中の明治三四年一月の論説「自由主義の必要(下)」でも行われた。そこで羯南は、日本を東洋の『英国』とする世上通行の自画像に反論している。島国という日英の共通点を除くと、日本の「国人の気質及仕方」はフランス人に近く、かえって「支那人」の方がイギリス流の自由主義に似ている。日本の「人民及び政府の主義(は)……佖国に酷肖」し、政府は世話焼きを好み「人民は自営自治に慣れずして何事も政府に倚頼するの風あり」というのである(VII 317 a・318 a)。

それはまた、自由主義への誤解を生み出す「病根」の問題でもある。すなわち、「日本人は時として自由主義を愛国心と相容れざるが如く誤解し、此の主義を唱ふる者を目して国家を破壊する者と為す。是れ即ち病根の存する所にし、其の徴効としては際限もなく、政府の職権……及び其の予算を増加し、相ひ率めて之を食ひ者にす」というのである(317 b)。

こうした批判において羯南が念頭に置いていたのは、中央政府の資金による地方公共事業<sup>(2)</sup>、それを通じた利権政治の蔓延等であり、彼は「公費に因りて私利を射る」というその性質を由々しきものとしている<sup>(3)</sup>。また彼は、藩閥政府が「官職に拠りて私富を図る」習慣を成し「政界商界の別」を失わしめた<sup>(4)</sup>として、その「漁利」の害を特に非難した(VI 383)。戦後の政界における利権政治や議員買収等の横行は、以上の関連で特に深刻な問題とされたのである。

その元凶たる藩閥・政党間の抱合への批判に際して、彼は自由主義の存在理由が「抽象的理論」の尊重に在ると主張した。その点が見失われれば、それは「事実の奴隸」となり「強者の権利」(具体的にここでは、「藩閥の勢威」)の追認に墮してしまうからである(参照、V 250 a)。こうして羯南は、既成権力への対抗者としての自由主義、またかかる含



意をもつ抽象的な理念の再生を要求するに至つたのである。

しかし他面、日清戦後の羯南の「自由主義」的な主張の中には、彼の元来の理想からは離れた解毒的な性格のものが含まれていた。その消息は、特に「放任主義」の唱道において明確である。それは彼の理想とする「賢人」の統治（それは儒学の「徳治」「仁政」の理念の延長としての性格を帯びていた）の否定を意味したのである。例えば三一年二月の「行政機関の伸縮」は、次のように論じている（VI 26・27）。

「干渉主義は正道か、放任主義は真理か、二者両ながら幾分の真正を含有するも、本と両ながら絶対のものにあらずして、或は時勢に、或は国情に因りて各々適否あり。時勢国情の中に就きて、最も剴切なる条件を求むれば、吾輩之を官海の清濁に帰す」

「相場師……又は遊治朗……又は幫間……若しくは博徒の如き者、斯る無頼の輩が毎に政事家と自称して路に當るの時代は、是れ国家主義を言ふべき秋にあらず。寧ろ放任主義を唱へて行政府の縮小を図るの必要を見る。……賢者其の路に当れば干渉主義最も利あり。是れ殆ど理想のみ、夫の国家的社会主義の如きは、唯だ理想上の政府に向つて之が把持を望むべし。官海濁濁の甚しきを未だ解せざるや、吾輩亦た曾て国家主義を言ひしことありと雖ども、国家主義を小人政府に望みて、其の膨脹を許すことの猶ほ盗に鍵を授くるが如くなるを知らる以上は、官海の濁濁を清めんが為めにも亦た暫く放任主義を言ふの不得已を見る」

この論説は、日清戦後の「社会問題」への対応として社会政策的な施策の必要を説いた一年前の「国家的社会主義」論を撤回することを宣言したものであった。この姿勢の転換の背景には、羯南が比較的好意的に接した松隈内閣が崩壊し、逆に彼が政界「墮落」の元凶とみた伊藤博文首班の内閣が成立したという政治状況が存していた。

右に所謂「官海」当路者とは内閣を指すだろう。しかし「時勢国情」（特に「国情」という用語は、単に政権の担当者と短期的な文脈にとどまらぬ問題を示唆しているようにみえる。事実、「数百年間官治干渉に慣れたる我が日本」

のラテン民族類似の性格（『行政時言』I 100・98）という、当初より懸念された困難は、当年において明らかに深刻化した。日本の（徳義的共同体としての）社会の存立に本来不可欠な干渉行政が最悪の結果をうみかねなくなったからである。しかも、かかる問題が永続化するならば、それが短期の政治状況なのか、それとも（「自立」の障害としての）より根深い国民の性格上の問題に属するのかが微妙になるであろう。事実、三年余り後の論説「自由主義の必要」（前述）は、「時弊の匡済に付きて」という副題をもちつつ、「国人の気質及仕方」への批判を展開することになる。そして、「放任主義」論と同様の解毒的な性格は、日清戦後に反藩閥という見地から政党内「共和主義」<sup>(5)</sup>「議院内閣」論の徹底を求めた主張にも含まれていたのである。

更に彼は、日清戦後の「挙国一致」状況を未開国にふさわしい非文明的な現象だと非難した（VI 13・14・454・455）。従来とは違って、この文脈ではフランスの政党間の競合は反面教師というよりも模範的な含意で言及されることになった。<sup>(6)</sup>政府への依存性という先の問題に関しても、宗教における同じ傾向は、西欧（のキリスト教）と対比された日本の（仏教の）特徴とされたのである。（VI 314）。

問題の深刻さに関する感覚は異なるが、同様の認識は、雪嶺の明治三七年の著作にも現れている。その「日本の社会と英国の社会」と題した箇所では、日本は保守頑迷とも言うべき英国の厳格な階級的秩序をもたないにもかかわらず現状では事実上の言動の自由において英国に及ばない、とされている。具体的には、朝野の別による不自由、即ち官吏は名譽・信用・利益を有するが、民間では官吏の恩顧を受けるか否かによつて事業の成否が左右される等の事実が挙げられている。<sup>(7)</sup>

(1) この評価は徳富蘇峰のそれと著しい対照を成していた。戦時の議会の姿勢について蘇峰は、「国家の前には、総てを忘」れる所の「世界に超絶したる、愛国心」という「日本国民の特性」の一つを世界に証明したものと誇つたのである（『大日本膨脹論』明

治二七年（明治文学全集 34 徳富蘇峰集）二六五―六六頁）。尚、それを蘇峰は「冷酷なる事実」による証明だと断じた。そして興味深いことに、彼は「殺風景な真実の証明という同じ論法を、日本の家族主義の抑圧性と帝国主義の真理という異質な論題に際して――従って「転向」の前後を通じて――援用している（参照、前掲拙著一二〇頁所引及び『時勢一家言』大正二年（前掲『徳富蘇峰集』）二九〇―九一頁）。そこには、言わば理想と現実の二元的緊張を欠いた彼の思想的特質を窺うことができよう。

(2) また、「彼れ紳商輩（――渋沢栄一（男爵）等が念頭に置かれている）は人と国との關係に属する常理をも弁へず、心にもなき『国家の爲め』を口癖にして、権門勢家に人民を納税器視せしめ、而して保安具たる政府をば揺錢樹として毎に其の傍に寄生す」と言われている（VII 320 b）。

(3) 具体的には、例えば教育や交通の整備振興を名目に、しかし実は「一家一党一町村又は一会社の利益」のために大学増設・築港を要望したり、或いは「商工社会」が「其の家業又は其の会社銀行」の利益のために鉄道敷設・外債募集・地方税の増徴を要望するがごとき事例を指している（VII 319。尚、前掲拙著二五九六〇頁注16も参照）。

(4) それが十年來危惧されていたことは、II 503 a・516 b・519 b等から知られる。

(5) 参照、前掲拙著四二六―三五頁。

(6) 戦中の例としてIV 637も参照。

(7) 『大塊一塵』（前掲『三宅雪嶺集』）一一九―二三頁、特に一二〇―一二二頁）。但し雪嶺は、こうした差異が「多少（は）歲月の経過に由る」もので、やがて克服されるだろうとも述べている（同前一二二頁）。

### 第三節 「日本主義」者等との相違

羯南の「国民的特性」論は、体系的に展開されたわけではない。それに近い姿勢を同時代に示したのは、むしろ日清戦争後に政教社グループの「国粹」概念の不明確さを批判して登場した高山樗牛らの「日本主義」者だった。その「日本主義」を、樗牛は「国民的特性に本ける自主独立の精神に拠りて建国当初の抱負を發揮せむことを目的とする所の道徳的原理」と規定し、「国民的特性」の科学的・客観的把握に立脚する思想たることを標榜した。しかし、その

「国民的特性」「国民性」概念が不明確だったのみならず、日清戦後の国家主義の風潮に棹さしたものととして、その主張には羯南と極めて対照的なものが在った。例えば樗牛は、国民と民族、日本主義と国家主義をほぼ等置した上に、日本の「国民的特性」を宗教的ならぬ現世的だという点に求めた。<sup>(2)</sup>更にその前提として、理想とは現実を越えるものではなく、「現実世界の自然的経行によりて到達せらるべきもの」と規定したのである。<sup>(3)</sup>

しかし後に樗牛は、(此岸的) 現実を否定・超越する思想契機の欠落がもたらす問題を悟って、劇的な変貌を遂げることになる。彼は、穂積八束流の「祖先教に基ける国体論」や「天皇神権説」の蔓延する同時代の日本を「神の物をも其(「カイザル」)の有となさずんば已まざるカイザルの国」となし、個人を庄殺するその「現世的国家主義の桎梏」の打破を求めるに至ったのである。とはいえ、日本国民におけるアングロ・サクソンの常識の存在とか(「英国的」な)「現実的」「実際の」または「現世的」な性格等という趣旨は、以前の彼同様、その師井上哲次郎や後の芳賀矢一らも肯定的な含意で主張したものであった。<sup>(5)</sup>そこには、(羯南の場合と対照的な)日清戦後の自己満足、そして新たに形成されるべきものとしての国民という意識の希薄化<sup>(6)</sup>が看取できるであろう。

(1) 樗牛は、それを「国粹其物の性質に就いて、確的なる科学上の説明を欠きたるの弊」と述べた(『明治思想の変遷』明治三十年)。(『現代日本文学全集 第13編 高山樗牛・姉崎嘲風・笹川臨風集』改造社、一九二八年)一九三頁)。

(2) 「日本主義を賛す」明治三十年、「明治思想の変遷」(同前、特に二〇二五・一九四九九頁)。

(3) 「日本主義を賛す」同前二〇三頁。

(4) 「感慨一束(姉崎嘲風に与ふる書簡)」明治三四年八月、同前七五・七七頁。また「日蓮と基督」三五年六月、同前一六八・一七一頁も参照。尚、後者に対する内村鑑三の反応について、志賀直哉は、「誰かが、高山林二郎が日蓮をキリストと同列に置いて論じている話をしたら、先生(「内村」)は、『そんな事をいふ奴は博士ぢやなくてバカセだ』と吐き出すやうに云つて、後を聴かうとされなかつた」と伝えている(内村鑑三先生の憶ひ出(一九四一年三月)『婦人公論』二六卷三号初出。『内村鑑三選集別巻 内村鑑三を語る』(岩波書店、一九九〇年)所収、同書三三三頁)。

(5) 井上哲次郎「日本民族思潮の傾向」『太陽』第五卷一・二号、明治三二年。芳賀矢一「国民性十論」明治四十年（前掲生松敬三編『日本人論』所収）第三・四章。

(6) 明治三十年代という時期は、幕末の（武家社会の）経験を欠く世代が社会の中堅となり、（井上哲次郎らの「国民道德」論と呼応しつつ）武士道（復興）論がブームとなったという点で象徴的だ、との指摘が在る（丸山眞男「文学史と思想史について——W君との雑談」〔初出一九八〇年、『丸山眞男集 第十一卷』岩波書店、一九九六年、所収三三一—三三二頁〕。羯南らと三十年代の「日本主義」者の各々の「国民的特性」論の相違も、一つには、前者の「理論の実応用」という姿勢に対して、後者が——皮肉にも、科学的態度の標榜とは裏腹に——歴史的現実から乖離したロマンの傾向を帯びているという点に求められるのではなからうか。

## 結 び

羯南は、日本の「国民的特性」を保持するために西洋の文化を「日本化」「同化」するように求めた。「日本化」の内容は曖昧だったが、彼の関心は君民・官民一体の道徳的な和合の保持に置かれていた。しかし、かように国民を捉えながらも、「国民的特性」は単なる歴史的要素の保存に尽きず、新たに選択・形成・統合されるべき面を有していた。その意味で、羯南の場合も国民はルジエーロの所謂「自由の所産」たることを失わなかったのである。<sup>(1)</sup> 前述の「日本国民の新特性」という語も、かかる契機を表しているともいえよう。そもそも、板垣退助・中江兆民らの「自由論派」への高い評価も、「史蹟及現実」に由来する国民の幼稚な政治観、つまり立憲政体を天皇の恩恵・仁慈による「良制」と看做す専制的な「風習氣質」の克服を彼らが図った、という点に係わっていたのである（IV 51）。

しかし羯南の「日本化」の主張では、欧化主義（特に権力側のそれ）への対抗や有機体的成長の観念等に規定されて、「国民的特性」における創造と統合という点が十分に位置づけられていなかった。そのことと関連して、特に家族論等では保守的ないし反動的な傾向が時に現れた。そこには、歴史的な文化の複雑微妙さや規制力、それへの周到な注意

の必要等という言葉は経験的な認識の域を越えて、有機体的・内的な成長の比喩が実体化され、特殊主義的な偏向等につながる危険が孕まれていたのである。<sup>(2)</sup>

しかしまた、従来の「自由主義」を越えるべく先の国民像を掲げて登場したものの、羯南の「自由主義」批判は、西洋の議論の受け売りに印象論的な時評を加えたごとき類のものとは趣を異にしていた。彼は「理論の実応用」のために現実と格闘する中で、逆説的にも日本の「国民的特性」の批判と「自由主義」への要求を強めるに至ったのである。その権力への緊張感覚と成熟した認識力は「国民的特性」に係わる矛盾と困難を見落とさなかった、といつてよい。それに関連して、彼の歩みには、真摯な対決・対話を通して日本の「自由主義」の陥りやすい誤謬とその存在理由の双方を自称「自由主義者」達以上に鋭く捉えた面を認めうるであろう。

後の点、即ち彼の捉えた「自由主義」の存在理由に関して敷衍すると、次のようにいえよう。国民の「特性」論を危惧されていた、個人と社会の自立を阻害する傾向の深刻化、「勝てば官軍」「強者の権」「人間万事金の世の中」(III 443 a・I 61 b等。また類似の表現として「地獄の沙汰も金次第」VI 305)等という、いわば粗野な現実追隨主義・功利主義の蔓延に直面して、羯南は「自由主義の必要」を揚言するようになった。確かに、その所謂「(放任)自由主義」の要求は、多分に「時弊の匡濟」のための主張と位置づけられていた。しかし克服すべき弊害とは、当初の前提と異なり、単なる付随的・一時的な「時弊」というよりも、むしろ一層深刻で長期的な日本国民の性格に係わる欠陥との観を呈し出していた。<sup>(3)</sup>

山路愛山や晩年の兆民等の主張とも通ずる所だが、羯南の見る所、権利、自立、平等、平等等の価値を奉ずる「自由主義」は、当初の勢いにもかかわらず余りにも短命であった。彼の語を借りれば、「自由主義を愛国心と相容れざるが如く誤解」する「病根」の作用の方が、強力だった。その認識は、既成の事実(特に優勢な権力や風潮)や集団等を越える価値が脆弱だという——現代の日本論にもつながる——思想上の特徴の一つを指し示していたのである。<sup>(4)(5)(6)</sup>

従つて彼は、自由主義の抽象性や主観性等の排撃よりも、自由主義が伴う現実を越える価値とそれを集団や時代の圧力に抗して唱える個人、そして経済や教育、芸術(参照、III 593-594)、宗教等における人民の自助・自活の精神の意義等を前面に押出した。<sup>(7)</sup>「国民主義」に即していえば、「国民主義」にもかかわらず、ではなく——その目標、つまり国民の対外的な任務の実行、そしてその前提たる国民の統一と独立の達成のためにこそ、自由主義の諸理想とその信奉に支えられた個人の自立が改めて要請されたのである。<sup>(8)</sup>

(1) ルジェーロは、その点にこそ十九世紀のナシヨナリティの主張と自由主義の原理の結びつく根拠があつた、と指摘している(Guido de Rugiero, *The History of European Liberalism*, rep. Peter Smith, 1981, pp.408-409)。

(2) 有機体的成長というメタファーの西洋思想史における諸相、その危険等について、次を参照。ロバート・ニスベット『歴史とメタファー』(紀伊国屋書店、一九八七年)。

(3) 『日本人』の三六年二月の論説は、「凡そ農工商の実業に關して我が国人の能力如何を調査する、一も及第の資格」なく、日本民族の長所を強いて挙げれば戦争だが、それで世界に發展することは期し難いのでその将来は絶望に近い、としている(IX 556-557)。これは人種競争の趨勢という認識を前提に「支那人種」との連合を求めた文脈で為された発言だが、その人種同盟論や『日本』における当論説への言及(VIII 44-46)等からみてそれが羯南の執筆によるとの説(IX 678)には疑問の余地もある。しかし、第三期海軍拡張に關して桂内閣と政友会の妥協の動きが進みつつあつた当時、当論説の時局への絶望感と国民の「自新」の必要の認識という点自体は羯南にも共有されていたのではなからうか。

(4) 加藤周一氏の場合、日本の敗戦時に抱いた、日本人のイデオロギーへの態度の特質(Ⅱ現実世界を超越する価値へのコミットメントの薄さ)や集団主義に対する問題意識が、日本文化論等の以後の氏の仕事を導いたという(加藤『ある晴れた日の出来事』——二月八日と八月一五日)かもがわブックレット、一九八九年、九・三一—三四頁)。また丸山眞男氏も、氏と石川眞澄・杉山光信両氏による座談会の中で、「日本では、勝つてば官軍、という風潮が強い……。思想を思想として評価するんじゃないやなくて、勝つたものを崇拜する」、「既成事実」に弱い……。しかもそれが、いまの既成事実ということなのです」と指摘している(『夜店と本店』——丸山眞男氏に聞く)『函書』一九九五年七月号、岩波書店、二一三・四頁、傍点は原文)。

(5) 韓国の代表的な知日派知識人にも類似した主張がみられる。すなわち、池明観氏は日本と朝鮮を武の社会と文の社会として対比

し、その一例として権力交替のあり方を挙げてゐる。日本の支配者は武士で、その交替も明治維新のように数量的な力の優位により為されたが、韓国では儒者官僚たる士大夫が統治し、権力の移動は、王道論を掲げる在野の儒者(後には知識人)と民衆の連合体が腐敗した(と彼らが認める)支配者を打倒することで実現してきたというのである(例えば、同氏『チヨゴリと鎧』へ太郎次郎社、一九八八年)第一章三〇頁以下、特に四八・五〇頁。但し現代韓国では、経済成長を経て大衆社会化状況の中で、こうした伝統が変化し始めたようにもみえる。この点について、同じ著者の『人間の資産とは何か ソウルからの手紙』へ岩波書店、一九九四年)における痛切な記述を参照)。尚、それとの関連でいえば、羯南の場合、その姿勢は王道政治的な理念から権力を監視し社会を指導せんとする在野の儒者のそれに明らかに近い。

(6) 池氏のような包括的な日本社会論ではないが、中国の作家巴金も、一九八二年の教科書問題を論評した際に、「進入か侵略かは後人が論断すべきものだ」との日本当局の所説を「勝てば官軍」式の古い觀念で、金力・権力がありさえすれば、後人の評価はよいに違いない、とするものである」と批判している(巴金著、石上韶訳『病中集』筑摩書房、一九八五年、一八頁)。

(7) 晩年の「土道」論(前述)も、——「日本回帰」の所産というよりも——「既成秩序への従属や拜金主義と対峙する所の」自立の精神を固有の伝統のうちに確認しようとする意図に基くものと解しうるかもしれない。

(8) 羯南の「国民的特性」に対する複眼的ないし両義的な評価は、以後の日本人論の基本的な問題の一つをも示唆しているようにみえる。つまり、国民が「愛国心の為めに百般を放棄」することと自由への関心の底の浅さを一体として捉えて、「長所は短所」と彼が端的に表現したように(IV 700)、日本人の集団主義的な傾向を集団内の融和、秩序や能率、そして経済(ないし営利)活動等にみられるエネルギーの大きさ等の面に照らして肯定的ないし自己満足的に評価するか、或いはそれが伴いがちな閉鎖性、同調主義、そして集団外への攻撃性等に着目して自由や個性にとつて重大な欠陥と捉えて批判するか——おそらくそこに、日本人論の基本的な分岐点の一つが存しよう。

※ 本稿は、一九九五年五月二八日に政治思想学会(於、九州大学)で行った報告をもとに加筆したものである。